

経済環境適応資金 パワーアップ資金 金融機関提案型 制度細則

(目 的)

第1 この細則は、取扱金融機関と県との連携を一層強め、成長分野への進出、地方創生に係る取組み又は企業力の強化などにチャレンジする県内中小企業を積極的に支援し、地域経済のより一層の活性化を図ること目的として、愛知県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）及び経済環境適応資金制度要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、制度の運用に必要な事項を定める。

(定 義)

- 第2 「金融機関提案型」は、中小企業が抱える多様な経営課題や、県の施策課題の解決に資する融資メニューとする。
- 2 融資メニューの創設は、金融機関からの企画提案によるものとし、要綱及び要領の要件を満たすものとする。
- 3 「金融機関提案型」は、企画提案を行う金融機関（以下、「提案者」という。）と県が協調して運用する制度とする。
- 4 融資メニューは施策課題に対応するものとし、以下の区分のいずれかとする。

施策課題区分	具体例
(1) 成長分野の育成	次世代自動車、水素インフラ、航空宇宙、ロボット、健康長寿、環境・新エネルギー等の分野の育成 等
(2) 地方創生に資する産業の振興	地域産業の活性化、商店街の振興、観光の促進、介護・地域医療の充実 等
(3) 企業力の強化及び創業の支援	AI・IoT等の導入促進、新規事業への展開、販路の開拓、海外への展開、研究開発・技術開発の取組み、企業防災力の強化、脱炭素化への取組、創業の支援 等

(制度の種類)

第3 金融機関提案型は以下の2種類とする。

(1) 一般タイプ

提案者の独自のノウハウや創意工夫などを活かした施策課題に対応した融資メニュー

(2) 併用タイプ

一般タイプの要件に加え、以下の条件を全て満たす融資メニュー

ア 保証協会の信用保証付き融資（以下、「保証付き融資」という。）金額の60%以上の金額で、期間及び利率等その他の融資条件について、保証付き融資と同条件の信用保証無し融資（以下、「プロパー融資」という。）を同時に融資実行すること。

イ 保証人の取扱いは、保証付き融資とプロパー融資は同条件とし、事業承継時においても、原則として旧代表者と新代表者を二重に徴求しないこと。

ウ 返済金は、保証付き融資及びプロパー融資を同等に取扱うこと。

エ 担保を徴求する場合は、保証付き融資とプロパー融資を同順位とすること。

2 本制度による融資は、別表1のとおりとする。

(融資条件)

第4 【金融機関提案型】の融資条件は、要綱に定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 種類	一般タイプ	併用タイプ
(2) 資金名	金融機関からの企画提案による名称	
(3) 略称	融資メニューごとに県が定める	
(4) 融資対象	要綱に定めるものの他、金融機関の企画提案により定める	
(5) 資金使途	事業資金 ただし、金融機関の企画提案により資金使途を限定することができる	
(6) 融資限度額	2億8,000万円	3億2,000万円 ただし、本件保証付き融資の上限は2億円とする
(7) 融資期間・利率	3年超5年以内 年1.1%以内	
	5年超7年以内 年1.2%以内	
	7年超10年以内 年1.3%以内	
(8) 貸付方法	証書貸付	
(9) 返済方法	据置1年以内の分割返済	
(10) 保証制度	一般保証又は信用保証無し	一般保証及び信用保証無し
(11) 責任共有制度	対象（一般保証を利用の場合）	
(12) 申込受付機関	取扱金融機関	

2 前項(7)融資期間・利率については、表示利率を上限の金利とし金融機関所定の固定金利とする。また資金使途に応じて融資期間を分けることを許容する。

(企画提案)

第5 企画提案の基本事項は、以下のとおりとする。

(1) 申請資格者

取扱金融機関とする。ただし、申請時点において24か月連続で融資実績がない融資メニューがある取扱金融機関は、当該融資メニューを廃止しなければ申請資格者とししない。なお、当該融資メニューを廃止しても同一の内容の再提案は受け付けしない。

(2) 申請内容

提案者は企画提案書（様式1号）に、以下の項目を記載して申請すること。なお、他の県融資制度と重複する企画提案は認めない。類似する融資メニューの場合は、県融資制度との違いを記載すること。

ア 企画提案内容

(ア) 資金名称

提案する融資メニューの目的や特徴が分かりやすい名称とすることし、他の県融資制度と類似した名称は避けること。

(イ) 施策課題区分

「成長分野の育成」「地方創生に資する産業の振興」「企業力の強化及び創業の支援」のいずれかから選択すること。

(ウ) 施策課題の具体的な内容

選択した政策課題の区分に合わせて、具体例を参考に課題に対応する内容を記載すること。

(エ) 提案の目的

政策課題、具体的な内容を提案する目的を、現状分析や課題、対応策等を踏まえて具体的に記載すること。

- (イ) 提案内容
独自のノウハウや創意工夫などを活かした融資メニューの特徴や利用者に提供する経営支援の内容等を記載すること。
- (ロ) 提案内容の説明図
提案内容に記載した内容を、プレーヤーごとに誰が何を融資対象者に対して行うのかが分かるように相関図等を記載すること。
- (ハ) 課題分野に関する取組実績
施策課題に関する取組実績を具体的に記載すること。

イ 融資条件等

- (ア) 融資対象者
提案の目的、提案の内容に合わせた融資対象者とする。
- (イ) 資金使途
提案の目的、提案の内容に合わせた資金使途とする。ただし、融資対象者を限定している場合は、具体的な資金使途を指定しないことを許容する。
- (ロ) 融資限度額・保証限度額
第4(6)融資限度額を上限とする。併用タイプを選択する場合は保証限度額を記載し、融資限度額は保証限度額の1.6倍以上とすること。
設備資金で事業資金と分けて上限を設ける場合には、その旨を記載すること。
- (ハ) 融資期間・利率
設定する期間・利率を記載すること。
設備資金で事業資金と分けて融資期間を設ける場合には、その旨を記載すること。
- (ニ) 種類
「一般タイプ」「併用タイプ」のいずれかから選択すること
- (ホ) 信用保証利用の有無
「一般タイプ」を選択した場合は、「必要」「選択」のいずれかから選択すること。
「併用タイプ」を選択した場合は、「必要」とすること。
- (ヘ) 利用要件の確認方法
(ア) 融資対象者で記載した利用条件を確認する方法を記載すること。なお、様式等で利用要件や事業計画の提出を求める場合には、企画提案にひな形を添付すること。
- (ヘ) 利用見込み
融資メニュー創設後の件数、金額、見込みの根拠(対象顧客数等)を合わせて記載すること。

(3) 申請期間

毎年4月1日から11月末まで申請を受け付ける。

(4) 申請件数

申請は提案者につき、年間1件とする。ただし、施策課題の区分が異なる提案であり、かつ県が認めた場合にはこの限りではない。

2 企画提案の申請方法は、以下のとおりとする。

(1) 提出書類

提出する書類は以下のとおりとする。なお、ア「企画提案書」については、内容を別紙として添付することを許容する。イ及びウについては、提出は任意とする。

ア 企画提案書(様式1号)

イ 融資申込に添付する様式(融資対象の確認で作成する事業計画書等)

ウ 付加する経営支援等の説明資料

(2) 提出先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

(4) 申請についての事前相談

提案者は、企画提案の申請前に県へ事前相談を行うこととし、事前相談のない申請は受け付けしない。事前相談については以下のとおりとする。

ア 事前相談受付期間

毎年4月1日から10月末

イ 事前相談方法

電話又は面談（オンライン会議含む）

(5) 注意事項

ア 企画提案にかかる経費は提案者の負担とする。

イ 受理した提出書類は返却しない。

ウ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

3 融資メニューの採択については、以下のとおりとする。

(1) 企画提案の審査

審査は書面にて行い、プレゼンテーションは行わない。ただし、企画提案の内容について、県から提案者に確認することがある。

(2) 企画提案の採択

県は、提出された企画提案を主に以下の観点により総合的に審査し、融資メニューの採択の可否を判断する。

ア 政策課題に対応した融資メニューとなっているか

イ 提案者の独自ノウハウや創意工夫が生かされているか

ウ 融資条件等は課題に対応した適切なものになっているか

エ 融資メニュー創設後の利用が見込めるか

オ 県融資制度に同様の制度はないか（明確な違いがあるか）

(3) 審査結果

審査結果については、県から審査結果通知書（様式2号）にて提案者に通知する。なお、審査結果に関する問い合わせについては応じない。

（採択後の融資メニュー）

第6 採択された融資メニューは、採択された翌年度から取扱を開始し、原則、取扱期間を3年間とする。

2 採択後に融資メニューの内容の変更を希望する場合は、内容変更申請書（様式3号）により12月末までに申請することとし、県が認めた場合には、申請の翌年度から内容を変更する。

3 採択された融資メニューの廃止を希望する場合には、廃止届（様式4号）により12月末までに届出すること。

4 第2項の変更は、種類や対象者の拡大等の変更とし、区分の変更は認めない。区分の変更等、提案から大きく異なる融資メニューとする場合は、第5の企画提案により新メニューを審査することし、変更前のメニューは前項の廃止届を提出すること。

5 2年間以上の連続した期間において利用実績がない融資メニューは、原則として廃止する。対象となる融資メニューの提案者は12月末までに以下の様式を提出すること。

(1) 内容を変更し融資メニューの取扱いを継続することを希望する場合

利用促進のための内容変更を、県へ内容変更申請書（様式3号）により申請し、県が認めた場合には翌年度以降も変更後の内容で取扱いを継続する。

なお、変更の次年度の12月末までに実績がない場合には、再度の変更及び取扱いの継続を認めないため、次年度に県へ廃止届（様式4号）を提出すること。

(2) 内容を変更せず融資メニューの取扱いを継続することを希望する場合

利用促進のための方策を、県へ継続希望申請書（様式 5 号）により申請し、県が認めた場合には翌年度以降も取扱いを継続する。

なお、継続の次年度の 12 月末までに実績がない場合には、変更及び取扱いの継続を認めないため、次年度に県へ廃止届（様式 4 号）を提出すること。

(3) 廃止する場合

県へ廃止届（様式 4 号）を提出し、当該年度末で取扱いを終了する。

(受付事務)

第 7 【金融機関提案型】は、企画提案により申請し、採択された金融機関のみ取扱いができるものとする。

2 保証無し融資を選択する場合には、申込書類の信用保証委託申込書は不要とする。

3 保証有り融資の申込みを受付した取扱金融機関は、信用保証申込書に確認書（様式 6 号）を添付して保証協会へ送付すること。

(報告)

第 8 保証無し融資を取扱いする金融機関は、取扱実績を翌月 10 日までに様式 7 号により中小企業金融課に報告を行うものとする。

(役割)

第 9 提案者は、採択された融資メニューの周知等を行い、融資メニューの利用向上に努めなければならない。

(その他)

第 10 取扱金融機関はこの細則に定める報告等を遵守しなければならない。要綱、要領及び細則が遵守されない場合には、県は企画提案の申請を受付拒否や融資メニューの取扱いを中止させることができるものとする。

2 この細則に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

1 この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の制定前に融資申込みしたものについては、従前の例による。